

塩尻市新型コロナ対策事業者間取引促進事業要項（抜粋）

塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会

1. 事業名称

塩尻市新型コロナ対策事業者間取引促進事業

2. 実施主体

塩尻市プレミアム付商品券事業実行委員会

構成団体：塩尻市産業振興事業部・塩尻商工会議所・広丘商工会・（一社）塩尻市観光協会
（公社）塩尻青年会議所

3. 発行額

発行総額：169,000,000円（プレミアム率：30%）

※販売総額：130,000,000円

4. 発行内容

（1）商品券名「しおじり元気応援券～事業者間取引専用～」

（2）販売冊数 13,000冊

（3）商品券1冊 13,000円（購入金額10,000円）

額面1,000円券13枚を1冊として販売

《内訳》

ア 塩尻市内で営業する中小事業者のみで利用できる地域応援券

8,000円分（1,000円券×8枚）

イ 取扱店舗すべてで利用できる共通券

5,000円分（1,000円券×5枚）

※一般の「しおじり元気応援券」とは商品券の内訳、色・デザインが違うほか取り扱いが異なりますのでご注意ください。

※自店換金防止策として購入した事業所は、商品券使用前に裏面の「使用事業者」欄に署名または押印をしてから使用してからご利用ください。

※塩尻市内に本社・本店を有しない事業者では共通券のみ使用となります。

5. 販売対象

（1）販売対象は塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業に登録した取扱店とする。

※ただし令和3年9月17日までに登録を済ませた店舗は販売対象とする。

（2）商品券の購入限度冊数は、1取扱店50冊（販売額で50万円）とする。

6. 商品券引き換え期間

販売期間：令和3年10月4日（月）～10月8日（金）

販売時間：10:00～19:00

7. 商品券販売場所

市民交流センター 会議室401B（塩尻商工会議所隣）

8. 販売・購入方法

- (1) 会議所会員及び取扱店に登録している非会員事業者は、事前に購入希望申込書を送付する。また、商品券特設ページと市ホームページへ掲載を行う。
- (2) 購入希望事業者は必要事項を記入のうえ、持参又は郵送にて商工会議所に申し込む。
購入希望申請書の申込期限は令和3年9月17日（金）必着とする。
- (3) 申込受付は先着順とし、販売総額に達し次第、申込受付を終了とする。
(申込が販売総額を超えた場合は希望どおり購入できないことがあります。)
- (4) 申込受付後、事務局から購入冊数確定通知書および引換券を送付する。

9. 商品券有効期間

令和3年10月4日（月）～令和4年1月10日（月） ※有効期限後無効

10. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い（税金・水道等の公共料金）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (5) たばこ

11. 換金手続き

塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業と同様といたしますが、以下の点を遵守・ご了承ください。

- (1) 換金をする際は一般向けと事業者間取引の商品券を分けること。
- (2) 署名または押印がないものは換金対象外とさせていただきますので、必ずご確認ください。
- (3) また、換金引換書は一般の商品券とは別に発行いたします。

12. 換金手数料

取扱店の負担は無しとする。

13. 購入事業者並びに取扱店禁止事項

- (1) 商品券のコピー等偽造すること。
- (2) 商品券を他へ交換・譲渡及び売却すること。
- (3) 取扱店が自ら購入した商品券を、自店の売上げとしてそのまま換金すること。
※商品券のロットナンバーで販売した事業を管理いたしますので、自店使用・換金が発覚した場合は、対象金額を返金いただきますので予めご了承ください。
- (4) 取扱店は、事業者が使用した商品券を、再び使用してはならない。
- (5) その他商品券事業の目的に反する行為を行うこと。
- (6) 取扱店の不正等が発覚した場合は、直ちに取扱店を取り消すとともに、商品券の換金ができなくなるものとする。

14. 取扱店の責務等

塩尻市新型コロナ対策プレミアム付商品券事業と同様とする。

15. 補則

この要項に定めることのほか、必要がある事項は塩尻商工会議所が別に定める。